

令和6年度 国立研究開発法人国立成育医療研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和6年度 国立研究開発法人国立成育医療研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立成育医療研究センターにおける令和5年度の契約状況は、表1のようになっており契約件数は 400 件、契約金額は 91.6 億円である。そのうち、競争性のある契約は 230 件(57.5%)、35.6 億円(38.8%)、競争性のない契約は 170 件(42.5%)、56.0 億円(61.2%)となっている。

令和4年度と比較して、競争性のある契約件数が増えている(+72 件)のは、令和5年度全体の調達件数が増えているためであり、一方で契約金額が減少しているのは(▲60.1 億)のは、令和4年度において物品管理業務委託(SPD等業務委託)契約や医事等業務委託契約といった複数年の大型契約を行ったが、令和5年度にはそうした契約がなかったためである。競争性のない随意契約は件数(▲14 件)、契約金額共に減少している。(▲3.2 億円)

表1 令和5年度の国立成育医療研究センターの調達全体像

(単位:件、億円)

	令和4年度		令和5年度		比較増・減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札等	(46.2%) 158	(61.8%) 95.7	(57.5%) 230	(38.8%) 35.6	72	▲60.1
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	0	0
競争性のある契約(小計)	(46.2%) 158	(61.8%) 95.7	(57.5%) 230	(38.8%) 35.6	72	▲60.1
競争性のない随意契約	(53.8%) 184	(38.2%) 59.2	(42.5%) 170	(61.2%) 56.0	▲14	▲3.2
合 計	(100%) 342	(100%) 154.9	(100%) 400	(100%) 91.6	58	▲63.3

注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

不落随契については競争性のある契約に含めることとした。

(2) 国立成育医療研究センターにおける令和5年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、一者応札・応募の契約件数は、143 件(62.2%)、契約金額は、21.2 億円(59.5%)である。前年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数は増加している(55 件)が、令和5年度全体の調達件数のうち一般競争入札が増加していることから2者以上の応札も相対的に増(17 件)となっている。一者応札の理由としては、医療機器等の不落随契が増加したこと、また、研究開発分野の契約については特にそれぞれ固有の特性を有し、一定以上の精度や秘匿性を求められることから対応できる業者が少なく、1社応札・応募にな

る傾向がある。引き続き入札に参加しやすい環境の整備(仕様についての拡大・緩和や工夫など)に取り組んでいく。

表2 令和5年度の国立成育医療研究センターの一者応札・応募状況

(単位: 件、億円)

		平成4年度	令和5年度	比較
2者以上	件数	70 (44.3%)	87 (37.8%)	17
	金額	67.6 (70.7%)	14.4 (40.5%)	▲53.2
1者以下	件数	88 (55.7%)	143 (62.2%)	55
	金額	28.1 (29.3%)	21.2 (59.5%)	▲6.9
合 計	件数	158 (100%)	230 (100%)	72
	金額	95.7 (100%)	35.6 (100%)	▲60.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

不落随契については競争性のある契約に含めることとした。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、医療機器、研究機器関係及び業務委託、公募型企画競争の各分野について、それぞれの状況に即した調達改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 医療機器、研究機器に関する調達

医療機器、研究機器に関する調達について、一括して入札できるものについてまとめ、公告期間等に余裕をもたせ、適正な調達を行う。

(2) 業務委託、公募型企画競争に関する調達

業務委託、公募型企画競争に関する調達について、①～⑤の取組を実施し、より適正な調達を目指す。

- ① 1者応札の入札が増えていることから、新規取引業者を増やすため、当センターホームページ調達情報に新規取引業者向け案内を引き続き作成する。
- ② 原則、入札公告期間を10営業日以上確保する。
- ③ 契約の安全性を考慮しつつ、仕様についての拡大、緩和を図る。
- ④ 複数年契約の導入を図ることにより、委託契約金額の節減を図る。
- ⑤ 調達準備の早期着手により、仕様内容の充実と競争性の向上、事務処理の効率化を図る。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された外部有識者を含む契約審査委員会で審議し、会計規程における「随意契約によることができる事

由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 研究費等による不正使用防止及び適正な執行を行うため、不正防止計画等の諸規程に基づいた研修を毎年実施しており、令和6年度においても引き続き行う。
- ② 契約事務担当者に対し、取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底、他の職員が確実に業者とのやりとりを確認できる体制などを再度確認し、不正防止に努める。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務経理部長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	財務経理部長
副総括責任者	財務経理課長
メンバー	総務課長、企画経営課長、研究医療課長
事務局	調達企画専門職

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人国立成育医療研究センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。